

原子力規制委員会規則第一号

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則

（核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則の一部改正）

第一条 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年総理府令第一号）の一

通商産業省

部を次のように改正する。

第十三条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第二中「~~第68条第7項~~」を「~~第68条第9項~~」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させるこ

とができる。

2・3 (略)

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑
- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第二条 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の四の次に次の一条を加える。

（使用前検査実施要領書）

第三条の四の二 原子力規制委員会は、第三条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三条の八中「法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第三条の八に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三条の十一第一項第五号中「溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）（を）」

溶接施行方法」に改める。

第三条の十二中「法第六十五条第一項に規定する機構の事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 第三条の十二に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図

四 溶接（第三条の七第一項第六号から第八号までに規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の九第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（突合せ溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
第三条の十二の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第三条の十二の二 原子力規制委員会は、第三条の八第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の九各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三条の十二第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十八条の二第四

項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三条の十三中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第三条の十五の次に次の一条を加える。

(施設定期検査実施要領書)

第三条の十五の二 原子力規制委員会は、第三条の十五第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第二十九条に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第十六条の六第三項、第十六の七第三項及び第十六条の十第二項中「副本」を「写し」に改める。

第二十条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第三中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会

又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第

1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問

させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれか

に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分

除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正)

第三条 核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の三の次に次の一条を加える。

(施設検査実施要領書)

第二条の三の二 原子力規制委員会は、第二条の二第一項及び第二項の申請書の提出を受けた場合には、第二条の三各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二条の七中「法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)(の事務規程で定めるところにより、申請書を機構に提出しなければならない。」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。ただし、第三項に定める場合は、この限りでない。」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 第二条の七に次の五項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接

明細書

- 二 溶接の方法に関する説明書
- 三 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 四 溶接部の設計図

3 法第五十五条の三第一項の規定により溶接をした使用施設等であつて輸入したものの当該溶接について検査を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

4 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（前条第七号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開

先試験、溶接作業試験、非破壊試験（次条第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

5 第一項若しくは第三項の申請書又は第二項若しくは前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。

6 第一項又は第三項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二条の九の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第二条の九の二 原子力規制委員会は、第二条の七第一項及び第三項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十五条の三第一項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第二条の十中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第六条の二第三項、第六条の三第三項及び第六条の六第二項中「副本」を「写し」に改める。

第十条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。
様式第一の三の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第12条 (略)

2～5 (略)

6 前項の検査にあつては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立ち入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 関係者に対する質問
- 四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出 (試験のため必要な最小限度の量に限る。) をさせること。

<p>7 前項第 1 号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>8 第 6 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p>	<p>第56条の 3 (略)</p> <p>2 ～ 4 (略)</p> <p>5 使用者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。</p> <p>6 第12条第 6 項から第 8 項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第 6 項中「前項」あるのは、「第56条の 3 第 5 項」と読み替えるものとする。</p> <p>第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役若しくは 1 0 0 万円以下の曝気案に処し、又はこれを併科する。</p> <p>四 第12条第 6 項 (第22条第 6 項、第37条第 6 項、第43条の 3 の 2 4 第 6 項、第51条の18第 6 項、第56条の 3 第 6 項又は第64条の 3 第 8 項において準用する場合を含む。) の規定による立入り、</p>
---	--

検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第六十條「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同條の裏面を次のように改め。

(裏 面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員 (都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等 (核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、

第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3～5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正）

第四条 国際規制物資の使用等に関する規則（昭和三十六年総理府令第五十号）の一部を次のように改正する。

第八条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

第九条中「第六十八条第十六項」を「第六十八条第十一項」に改める。

様式第二十六中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第61条の8の2 国際規制物資使用者等は、保障措置協定に基づき保障措置の実施に必要な範囲内に

において原子力規制委員会規則で定めるところにより、国際規制物資の計量及び管理の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

2 前項の検査（以下「保障措置検査」という。）に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

- 一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り
- 二 帳簿、書類その他必要な物件の検査
- 三 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

四 国際規制物資の移動を監視するための必要な封印又は装置の取り付け

3 前項第一号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会

又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～4 （略）

5 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、追加議定書の定めるところにより国

際原子力機関に対して説明を行い、又は第9項の規定による立入検査の実施を確保するために必要な限度において、その職員に、国際規制物資使用者等の事務所又は工場若しくは事業所その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

(核燃料物質の加工の事業に関する規則の一部改正)

第五条 核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第四項及び第三条の三第三項中「及び写し一通」を削る。

第三条の四中「(第三条の十六の三第三項第一号において「申請書等」という。)(」を削る。

第三条の五第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「及び写し一通」を削る。

第三条の六の三を次のように改める。

第三条の六の三 削除

第三条の六の四の見出しを「(使用前検査実施要領書)」に改め、同条第一項中「(法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)(」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三条の六の五を削る。

第三条の九中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第三条の九に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三条の十三中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第三条の十三に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接（第三条の八第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第三条の十第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の（）、機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- い。
- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。
第三条の十三の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第三条の十三の二 原子力規制委員会は、第三条の九第一項の申請書の提出を受けた場合には、第三条の

十各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三条の十三第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第十六条の四第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三条の十四中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第三条の十六第三項中「及び写し一通」を削る。

第三条の十六の二の二を削る。

第三条の十六の三の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三条の十六の四を削る。

第十五条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第四中「~~様式~~」を「~~様式~~」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させること

ができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行

に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を

除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核原料物質の使用に関する規則の一部改正)

第六条 核原料物質の使用に関する規則(昭和四十三年総理府令第四十六号)の一部を次のように改正する。
様式第二廿「第68条第7項」を「第68条第6項」と改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者

、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定

する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。） 、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正）

第七条 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第三条第三項中「及び写し一通」を削る。

第四条中「第七条の十の三第三項第一号において同じ。」を削る。

第五条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「及び写し一通」を削る。

第六条の三を次のように改める。

第六条の三 削除

第六条の四の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十六条第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六条の五を削る。

第七条の三中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
- 三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第七条の三に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第七条の七中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 四 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 第七条の七に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 溶接の方法に関する説明書
- 二 検査を受けようとする容器又は管の構造図
- 三 溶接部の設計図
- 四 溶接（第七条の二第六号に規定する容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第七条の四第二号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の機械試験（同条第三号に規定する溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験の

結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第七条の七の次に次の一条を加える。

(溶接検査実施要領書)

第七条の七の二 原子力規制委員会は、第七条の三第一項の申請書の提出を受けた場合には、第七条の四各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第七条の七第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十六条の二第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第七条の八中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第七条の十第三項中「及び写し一通」を削る。

第七条の十の二を削る。

第七条の十の三の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十六条の二の三第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第七条の十の四を削る。

第二十二条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第三中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者

並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1

項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に

質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれか

に該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研

研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則の一部改正)

第八条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における廃棄に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号口中「及び発熱量」を「発熱量及び水素濃度」に改める。

第三条中「法第六十五条第一項に規定する独立行政法人原子力安全基盤機構(以下「機構」という。)の事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「別記様式第一による確認申請書に、次に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 輸入廃棄物の内容の詳細に関する説明書
 - 二 輸入廃棄物に係る封入又は固型化の方法の詳細に関する説明書
 - 三 輸入廃棄物の強度を決定した方法に関する説明書
 - 四 輸入廃棄物の発熱量を決定した方法に関する説明書
 - 五 輸入廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書
 - 六 輸入廃棄物に係る放射性物質の閉じ込めに関する説明書
 - 七 輸入廃棄物を廃棄する廃棄物管理設備に関する説明書
 - 八 水素ガスが発生する場合にあつては、輸入廃棄物の水素濃度を決定した方法に関する説明書
- 第三条に次の一項を加える。

2 前項の確認申請書の提出部数は、正本一通とする。

第三条の次に次の一条を加える。

(廃棄に関する確認実施要領書)

第三条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項第三

号から第七号まで及び同条第二項に規定する事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第五条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第八条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に、「別記様式」を「別記様式第二」に改める。
別記様式中「様式（第8条関係）」を「様式第2（第8条関係）」に改め、同様式表面中「第68条第七項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規

定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43

条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の

請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれ

かに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。) 、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号

<p>の 2 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の 2 から第27号の 4 まで、第28号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 又は第30号 (試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。) 1 億円以下の罰金刑</p> <p>三 第77条 (第 1 号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第78条 (前号に掲げる規定に係る部分を除く。) 、第79条又は第80条 各本条の罰金刑</p>
--

別記様式を別記様式第二とする。

別記様式第二の前に次の様式を加える。

<p>(別記)</p> <p>様式第 1 (第 3 条関係)</p> <p>事業所外廃棄確認申請書</p> <p>番号</p>

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第58条第2項の規定により廃棄に関する
確認を次のとおり申請します。

申請者の事業の区分 (注1)		
国 籍		
氏名又は名称及び住		

<p>輸入廃棄物に 係る封入又は 固型化を行つ た者</p>	<p>所並びに法人にあつ てはその代表者の氏 名</p>		
<p>封入又は固型化が行 われた工場又は事業 所の名称及び所在地</p>			
<p>輸入廃棄物の数量</p>			
	<p>整理番号 (注 3)</p>	<p>輸入廃棄物の内容 (注 2)</p>	<p>輸入廃棄物に係る封入又は固型化の 方法 (注 2)</p>

輸入廃棄物の内容等			
整理番号 (注3)	輸入廃棄物の寸法	輸入廃棄物の重量	輸入廃棄物の強度
整理番号 (注3)	輸入廃棄物の発熱量 (注4)	輸入廃棄物に含まれる放射性物質の種類 ごとの放射能濃度 (注5)	輸入廃棄物に含まれる 水素濃度 (注6)

<p>整理番号の 表示方法</p>		
<p>廃棄する廃棄 物管理設備を</p>	<p>氏名又は名称及び 住所並びに法人に あつてはその代表 者の氏名</p>	
<p>設置した廃棄 物管理事業者</p>	<p>廃棄する廃棄物管 理設備を設置した 事業所の名称及び 所在地</p>	

廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の数量			
	内 容	封入又は固型化の方法	
廃棄する廃棄物管理設備において管理することができる廃棄物の内			
	寸 法	重 量	強 度

容等	発熱量 (注4)	放射性物質の種類ごとの放射能濃度 (注5)
廃棄しようとする年月日		
確認を受けようとする場所		
確認を受けようとする年月日		
廃棄に従事する者の被ばくに関する措置		

- 注 1 使用者、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者、外国原子力船運航者、使用済燃料貯蔵事業者、又は再処理事業者の区分により記載すること。
 - 2 輸入廃棄物の内容及び封入又は固型化の方法が共通のものについてはまとめて記載すること。
 - 3 輸入廃棄物それぞれにつき記載すること。
 - 4 キロワット毎本単位（有効数字を2桁）で記載すること。
 - 5 ベクレル毎トン単位及びベクレル毎本単位（いずれも有効数字2桁）で記載すること。
 - 6 水素ガスが発生するおそれがある場合に記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則の一部改正）

第九条 核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十七号

（ ）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「（独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が行うものを除く。

）」を削り、同条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改め、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（運搬に関する確認実施要領書）

第十九条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の確認申請書の提出を受けた場合には、第三条から第十七条までに定める技術上の基準に適合することについての確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第二十条中「又は機構」を削る。

第二十一条第三項、第二十三条第四項及び第二十四条第四項中「正本及び副本各一通」を「正本一通」に改める。

第二十五条中「第五十八条第一項」を「第五十七条の九」に改める。

第二十七条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

別記様式第一を次のように改める。

様式第 1 (第19条関係)

車 両 運 搬 確 認 申 請 書

番 号

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第2項及び核燃料物質等工場又は事業所の外における運搬に関する規則第19条第1項の規定により車両運搬の確認を申請します。

原子力事業者等の区分 (注 1)

運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び 量 (注2)		
運搬の目的 (注3)		
運搬予定時期		
核燃料輸送物の種類 (注4)		
核燃料輸送物の総重量 (注5)		
収納する核燃 料物質等	重量 (注5)	

燃料輸送物に 関する 説明	使用する輸送 容器 (注 7)	放射能の量 (注 6)	
		名称及び個数	
		承認容器登録番号 (注 8)	
		容器承認書の年月日及び番号 (注 8)	
		承認容器として使用する期間 (注 8)	
	外形寸法 (注 9)		

	重量 (注 5)	
	核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数	
	積載方法又は混載の別	

注 1 法第57条の9に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2 次のイからニにより記載すること。

イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新

-
- 燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料））、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料にあつてはその表面から1メートルの距離における空気吸収線量率（照射された天然ウラン、劣化ウラン、トリウム及び濃縮度10%未満のウランについては、照射直後の空気吸収線量率）が1グレイ毎時を超えるかどうかを、また使用済燃料でその被覆材からの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。
- ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。
- ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。
- ニ 量については総量及びウラン²³³、ウラン²³⁵、プルトニウム²³⁹、プルトニウム²⁴¹等について該当するものの量をトン又はキログラム単位で記載すること。
-

- 3 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。
 - 4 A型輸送物、B M型輸送物、B U型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。
 - 5 トンはキログラム単位で記載すること。
 - 6 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。
 - 7 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。
 - 8 承認容器を使用する場合には記載すること。
 - 9 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第二を次のように改める。

様式第 2 (第 19 条関係)

簡 易 運 搬 確 認 申 請 書

番 号

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名 (法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 59 条第 2 項及び核燃料物質等工場又は事業所の外における運搬に関する規則第 19 条第 1 項の規定により簡易運搬の確認を申請します。

原子力事業者等の区分 (注 1)

運搬しようとする核燃料物質等の種類、性状及び 量 (注2)		
運搬の目的 (注3)		
運搬予定時期		
核燃料輸送物の種類 (注4)		
核燃料輸送物の総重量 (注5)		
収納する核燃	重量 (注5)	

核燃料輸送物に 関する 説明		料物質等	放射能の量 (注6)	
使用する輸送 容器 (注7)		名称及び個数		
		承認容器登録番号 (注8)		
		容器承認書の年月日及び番号 (注8)		
		承認容器として使用する期間 (注8)		

外形寸法 (注9)	重量 (注5)	
	核分裂性輸送物にあつては輸送制限個数	
運搬方法	使用する運搬機器の種類 (注10)	
方法に 関す	積載方法又は混載の別	
	運搬機器への積付け方法 (注11)	

明 携行する書面及び携行器具等	

注 1 法第57条の9第1項に規定する原子力事業者等（以下「原子力事業者等」という。）又は原子力事業者等から運搬を委託された者の別を記載すること。運搬を委託された者にあつては、委託者の名称及び原子力事業者等の区分を併記すること。

2 次のイからニにより記載すること。

- イ 種類については金属ウラン、二酸化ウラン、六ふつ化ウラン、二酸化プルトニウム、新燃料集合体（二酸化ウラン燃料）、新燃料集合体（ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料）、使用済燃料、試験片等の別を記載し、ウランにあつては濃縮度を、プルトニウムにあつては核分裂性プルトニウム同位体濃度を、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料にあつ

ては核分裂性プルトニウム富化度を、使用済燃料でその被覆材かの放射性物質の漏えいが認められるものにあつてはその旨を併記すること。

ロ 濃縮度及び核分裂性プルトニウム富化度については、使用済燃料及び照射済試料にあつては初期値を記載すること。

ハ 性状については物理的・化学的形態を記載すること。

ニ 量についてはトン又はキログラム単位で記載すること。

三 当該運搬に係る出発地及び目的地の工場又は事業所の名称及び所在地を併せて記載すること。

四 A型輸送物、B M型輸送物、B U型輸送物等の核燃料輸送物の種類並びに核分裂性輸送物及び六ふつ化ウラン輸送物にあつてはその旨を記載すること。

五 トン又はキログラム単位で記載すること。

六 総量及び主要な核種ごとの量をベクレル単位で記載すること。

七 輸送容器の概略を示す鮮明で複写可能な図面を添付すること。

- 8 承認容器を使用する場合には記載すること。
 - 9 センチメートル又はメートル単位で記載すること。
 - 10 台車等具体的に記載すること。
 - 11 積付け後の状態を示す説明図を添付すること。
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第八表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律 (原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分 (同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規

定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2～5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者

に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(「实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正」)

第十条 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年通商産業省令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第五項中「及び写し一通」を削る。

第十六条の表以外の部分中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。）（「を削る。」

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）（「を削り、同条第二項から第四項までを削る。」

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十四条の表以外の部分中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員）」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条の見出しを「（燃料体検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十二条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が同条第四項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第三十三条の見出しを「（輸入燃料体検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二

項から第四項までを削る。

第三十七条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十九条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地
- 三 溶接事業者検査の実施場所
- 四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要
- 五 審査の実施方法及び実施時期
- 六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目
- 七 審査を受けようとする期日

第三十九条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第四十一条

第一号に規定する組織であつて、耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第四十条の見出し中「実施」を「実施方法」に改める。

第四十一条第一号中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第四十三条を次のように改める。

第四十三条 削除

第四十六条第七項中「及び写し一通」を削る。

第四十七条第一項各号列記以外の部分中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第五十条を次のように改める。

第五十条 削除

第五十一条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除

第五十九条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号
- 三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲
- 四 定期事業者検査の主な実施場所
- 五 審査を受けようとする期日

第五十九条に次の三項を加える。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。
 - 一 定期事業者検査の計画
 - 二 定期事業者検査に関する規程
 - 三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第六十一条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第六十二条を次のように改める。

第六十二条 削除

第六十五条の見出し中「合併」の下に「及び分割」を加え、同条第三項中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し一通」に改める。

第六十六条中「第二十三条第一項」を「第四十三条の三の五第一項」に改める。

第六十七条第一項の表第九号を次のように改める。

九 廃止措置に係る工事の方法、時期及び対象となる発電用原子炉施設の設備の名称	法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に記載された工事の各工程の終	第七項に定める期間
--	--	-----------

第六十七条第二項中「もつて」を「もって」に改め、同条第七項中「イ及びロ」を削り、同項中「第四十三条の三の二第三項」を「第四十三条の三の三十三第三項」に改める。

第七十九条第一項第二号中「放射線物質」を「放射性物質」に改める。

第八十一条第一項第四号口中「第四十三条の三の二第二項」を「第四十三条の三の三十三第二項」に改める。

第八十二条第一項第十六号中「常設重大事故対処設備」を「常設重大事故等対処設備」に改める。

第八十八条第二項中「もつて」を「もって」に改める。

第九十条中「持った」を「持った」に改め、同条十一号八中「第七条」を「第六十七条」に改める。

第九十一条第二項第十三号中「第二条第二項条第十二号」を「第二条第二項第十二号」に改める。

第一百三十四条第三号中「常設重大事故等対処設備（設置許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する常設重大事故対処設備をいう。以下同じ。）の点検」を「常設重大事故等対処設備に属する機器等の点検」に改める。

第三百三十八条中「第四十三条の二第二項」を「第四十三条の三の二十七第二項」に、「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

第四百四十一条第一項中「第二十七条」を「第四百三十九条」に改める。

別記様式第五表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際

規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、

第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第6項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第10号（試験研究炉等

設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第27号の2から第27号の4まで、第28号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第29号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。))又は第30号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)) 1億円以下の罰金刑

三 第77条(第1号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第78条(前号に掲げる規定に係る部分を除く。)、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。))の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十一条 船舶に設置する原子炉(研究開発段階にあるものを除く。))の設置、運転等に関する規則(昭和五十三年運輸省令第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第五号イ中「受けた試験研究用等原子炉」を「受けた試験研究用等原子炉に」に改める。

第二十条中「(以下「原子炉設置者等」という。)」を「(以下「試験研究用等原子炉設置者等」という。)」に改める。

第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條第一項及び第四項、第二十六條、第二十七條、第二十七條の二第一項、第五項及び第六項並びに第三十六條中「原子炉設置者等」を「試験研究用等原子炉設置者等」に改める。

(核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第十二條 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年總理府令第一号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「及び写し一通」を削る。

第六條の二を次のように改める。

第六條の二 削除

第六條の三の見出しを「(廃棄物埋設施設等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)」に改め、同條第一項中「(法第五十一條の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るも

のを除く。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第六条の四を削る。

第七条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる放射性廃棄物の区分に応じ、当該各号に定める申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 廃棄体 別記様式第二による申請書

二 コンクリート等廃棄物 別記様式第三による申請書

第七条に次の二項を加える。

2 前項各号の申請書には、廃棄体を埋設する場合にあつては次に掲げる書類、コンクリート等廃棄物を埋設する場合にあつては第一号及び第四号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 埋設する放射性廃棄物に関する説明書

二 放射性廃棄物を封入し、又は固型化する容器の強度及び密封性に関する説明書

三 放射性廃棄物を容器に固型化する場合にあつては、固型化材料の品質に関する説明書

四 放射性廃棄物の放射能濃度を測定した方法その他放射性廃棄物の放射能濃度を決定した方法に関する説明書

五 次条第二項第五号の規定に係る廃棄体の強度を測定した方法その他これらの強度を決定した方法及びその結果に関する説明書

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第二種廃棄物埋設に関する確認の実施要領書)

第八条の二 原子力規制委員会は、第七条第一項の申請書の提出を受けた場合には、前条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第九条第一項中「第五十一条の六第一項」を「第五十一条の六第一項又は第二項」に改め、同条第二項を削る。

第十一条中「法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類(第二種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。)の

提出部数は、正本一通とする。

第二十条第五項中「及び写し一通」を削る。

第二十二条第三項及び第二十七条第二項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第二十八条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

別記様式第二を次のように改める。

様式第二（第七条関係）

様式第2（第七条関係）

廃棄物埋設確認申請書（廃棄体用）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第51条の6第2項の規定により廃棄物埋設に関する確認を次のとおり申請します。

事業所		名称	放射性廃棄物の種類		容器に封入し、又は容器に固型化した方法
		所在地			
廃棄体の数量					
放射性廃棄物の発	整理番号 (注2)	放射性廃棄物の	放射性廃棄物の種類	容器に封入し、又は容器	に固型化した方法
生場び容		発生場所			

器に封入し、又は容器に固型化した方法 (注1)				
廃棄体の重量、廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射	整理番号 (注2)	重量 (注3)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能 量 (注4)	廃棄体に含まれる放射性物質の種類ごとの放射能 濃度 (注5)
ごとの放射				

エネルギー及び放射能濃度				
廃棄体の表面の放射性物質の密度及び廃棄体の耐荷重強度	整理番号 (注2)	表面の放射性物質の密度 (注6)	耐荷重強度	
廃棄体の健全性を損なうおそれの	整理番号 (注2)	廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無	著しい破損の有無	放射性廃棄物を示す標識

ある物質及び著しい破損の有無並びに廃棄体に付ける標識（注7）				
標識及び整理番号の表示方法				
埋設しようとする年月日				
確認を受けようとする場所				

確認を受けようとする年月日

注 1 放射性廃棄物の発生場所、放射性廃棄物の種類及び容器に封入し、又は容器に固型化した方法が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

- 2 廃棄体のそれぞれにつき記載すること。
- 3 キログラム単位で記載すること。
- 4 ベクレル単位（有効数字 2 桁）で記載すること。
- 5 ベクレル毎トン単位（有効数字 2 桁）で記載すること。
- 6 ベクレル毎平方センチメートル単位（有効数字 2 桁）で記載すること。
- 7 廃棄体の健全性を損なうおそれのある物質の有無、著しい破損の有無及び放射性廃棄物を示す標識が共通の廃棄体についてはまとめて記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第三を次のように改める。

様式第三（第七条関係）

様式第 3（第七条関係）

廃棄物埋設確認申請書（コンクリート等廃棄物用）

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 5 1 条の 6 第 2 項の規定により廃棄物埋設に関する確認を次のとおり申請します。

--	--	--

事業所		名称	
		所在地	
コンクリート等廃棄物の数量			
コンクリート等廃棄物の種類 (注1)	区	放射性廃棄物の発生場所	放射性廃棄物の種類
	分		
コンクリート	区	重量	コンクリート等廃棄物に含
	分		コンクリート等廃棄物に含

ト等廃棄物の重量、 当該廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー及び放射能濃度			まれる放射性物質の種類ごとの放射エネルギー (注 2)	まれる放射性物質の種類ごとの放射能濃度 (注 3)
爆発性の物質の有無				
	当該コンクリート等廃棄物に			

関して本申請書に記載された 事項と照合できる措置の内容	
埋設しようとする年月日	
確認を受けようとする場所	
確認を受けようとする年月日	

注 1 放射性廃棄物の発生場所及び放射性廃棄物の種類が共通のものについてはまとめて記載すること。

2 ベクレル単位（有効数字 2 桁）で記載すること。

3 ベクレル毎トン単位（有効数字2桁）で記載すること。

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

別記様式第六表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様の裏面を次のように改める。

（裏面）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職

員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 (略)

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項

、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれ

かに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。)、第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第3号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第4号(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第6号、第7号、第8号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第8号の2(試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。)、第10号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第11号、第12号(試験研究炉等設置者に係る部分を除く。)、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号
-

の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正）

第十三条 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項、第五条第三項及び第七条第三項中「及び写し一通」を削る。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二 削除

第九条の三の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の八第三

項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の四を削る。

第十二条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度
 - 三 溶接施行工場の名称及び所在地
 - 四 溶接工程表
 - 五 検査を受けようとする事項、期日及び場所
- 第十二条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十五条第四項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十六条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第十一条第三号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、

開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機

械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する

説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない

い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

(溶接検査実施要領書)

第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第十七条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第十九条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二 削除

第二十条の三の見出しを「(施設定期検査実施要領書)」に改め、同条第一項中「(法第五十一条の十

第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十条の四を削る。

第二十四条中「、法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十四条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十五条第三項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第四十一条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

別記様式第二表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当

該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。) に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定) の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員) に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。) の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事

業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査さ

せ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8 ～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して

当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）
、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）
、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）
、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）
1億円以下の罰金刑
- 三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）
、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）
、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則の一部改正)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成四年総理府令第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

- 2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するよう
に施設しなければならない。

(研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正)

第十五条 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(平成十二年総理府令第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「事故の区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める事項を」を「区分によつて」に改め、同条第二項中「五号」を「第五号」に改める。

第十五条第五項中「及び写し一通」を削る。

第十六条中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（法第六十六条の資格を有する者をいう。以下同じ。）（ ）を削る。」

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第十九条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の三の十一第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）（ ）を削り、同条第二項から第四項までを削る。」

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十三条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十四条中「（法第四十三条の三の十二第六項の規定に基づき機構が法第四十三条の三の十二第一項の検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員（ ）を削る。」

第二十六条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十七条を次のように改める。

第二十七条 削除

第二十八条の見出しを「(燃料体検査実施要領書)」に改め、同条第一項中「(法第四十三条の三の十第二六項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

第三十三条第二項中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十五条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 審査を受けようとする組織の名称及び所在地

三 溶接事業者検査の実施場所

四 溶接事業者検査を行う原子炉容器等の概要

五 審査の実施方法及び実施時期

六 審査を受けようとする溶接事業者検査の項目

七 審査を受けようとする期日

第三十五条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。ただし、第三十七条第一号に規定する組織であつて耐圧試験を行う時期に受ける審査及び溶接をした原子炉容器等であつて輸入したものについて受ける審査に係る場合には第一号に掲げる事項を説明する書類を、同条第一号に規定する組織であつて、通知を受けた日から三年を経過した日以降三月を超えない時期に受ける審査及び同条第二号に規定する組織として受ける審査に係る場合には第三号に掲げる事項を説明する書類を添付することを要しない。

一 溶接事業者検査に関する規程

二 溶接事業者検査の組織

三 溶接部の設計及び溶接施行法並びに溶接を行う者の知識及び技能

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十六条の見出し中「実施」を「実施方法」に改める。

第三十七条第一号中「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第四十二条第六項中「及び写し一通」を削る。

第四十三条第一項中「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定に基づき機構が施設定期検査に関する事務の一部を行う場合にあつては、機構の検査員。次項において同じ。）」を削る。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

第四十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「施設に係る施設定期検査」を「事項」に改め、「（法第四十三条の三の十五第二項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十四条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次の各号に掲げる事項を記載した申請書を希望する審査開始日の一月前までに原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 定期事業者検査を行う発電用原子炉施設の施設番号

三 審査を受けようとする定期事業者検査の範囲

四 定期事業者検査の主な実施場所

五 審査を受けようとする期日

第五十四条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を説明する書類を添付しなければならない。

一 定期事業者検査の計画

二 定期事業者検査に関する規程

三 定期事業者検査の要領書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第五十六条第一項第三号中「教育訓練に係る事項」を「教育訓練に関する事項」に改め、同条第二項中

「第四十三条の三の十三第七項」を「第四十三条の三の十三第六項」に改める。

第五十七条を次のように改める。

第五十七条 削除

第七十七条第一項第一号中「、研究開発段階発電用原子炉及びその附属設備の位置、構造及び設備の基準を定める規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第九号。以下「研開炉設置許可基準」という。）第二條第二項第十号に規定する重大事故等対処設備（同規則第三十九條第一項に規定する常設設備に限る。）を設置する同規則第二條第二項第十号に規定する重大事故等対処施設に属する機器及び構造物」を「並びに研開炉設置許可基準規則第四十三條第二項に規定する常設重大事故等対処設備に属する機器及び構造物（以下「常設重大事故等対処設備に属する機器等」という。）」に改める。

第八十七條第三項第十七号中「発電用原子炉施設（廃止措置対象施設に核燃料物質が存在しない場合を除く。）の保全のための活動を行う体制の整備に関すること。」を「発電用原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関すること（廃止措置対象施設内に核燃料物質が存在しない場合を除く。）。」に改める。

第九十一條第一号及び第十九号中「認可を受けようとする」を削る。

別表三を別表第三に改める。

様式第五十「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職員(都道府県公安委員会にあつては、警察職員)に、原子力事業者等(核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。)の事務所又は工場若

しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第

1 項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせ

ず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以

下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則等の廃止）

第十六条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 経済産業大臣の指定する指定検査機関等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十六号）

二 独立行政法人原子力安全基盤機構に関する規則（平成十五年経済産業省令第九十四号）

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づく独立行政法人原子力安全基盤機構の検査等の実施に関する規則（平成十五年経済産業省令第一百十二号）

四 試験研究の用に供する原子炉等に係る独立行政法人原子力安全基盤機構の確認等に関する規則（平成十五年文部科学省令第四十五号）

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第十七条 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）の一部を次のよう

に改正する。

第四条第四項、第五条第三項及び第七条第三項中「及び写し一通」を削る。

第九条の二を次のように改める。

第九条の二 削除

第九条の三の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三條の九第三項において準用する法第十六條の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第九条の四を削る。

第十二条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十二条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を

「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第十六条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

四 溶接（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、

開先面試験、開先試験、溶接作業試験、非破壊試験（第十三条第二号に掲げる溶接部に関するものに

限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（第十一条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第十六条の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第十六条の二 原子力規制委員会は、第十二条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十三条各号に

掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第四十三条の十第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第十七条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第十九条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十条の二を次のように改める。

第二十条の二 削除

第二十条の三の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第四十三条の十一第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十条の四を削る。

第二十五条中「、法第四十三条の十二」を削り、「正本一通」の下に「及び写し一通」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第四十三条の十二の規定による届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第四十九条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第四中「~~第68条第7項~~」を「~~第68条第9項~~」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律（原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分（同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。）に依りこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定）の施行に必要な限度において、その職員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

-
- 2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
- 3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第28条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項に
-

において同じ。) の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）の第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し

て次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を

除く。)、第79条又は第80条 改本条の罰金刑

(試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正)

第十八条 試験研究の用に供する原子炉等に係る放射能濃度についての確認等に関する規則(平成十七年文部科学省令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(放射能濃度に関する確認実施要領書)

第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第五条第三項中「副本一通」を削る。

第八条から第十条までを次のように改める。

第八条から第十条まで 削除

(製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則の一部改正)

第十九条 製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則（平成十七年経済産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「、特定原子炉設置者（発電用原子炉設置者のうち法第四十三条の四第一項に規定する实用発電用原子炉に係る者をいう。以下同じ。）を「、発電用原子炉設置者」に改め、「（特定原子炉設置者に係る者に限る。）」を削る。

第二条中「特定原子炉設置者」を「発電用原子炉設置者」に改める。

第三条第三項中「、副本一通」を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（放射能濃度に関する確認実施要領書）

第三条の二 原子力規制委員会は、前条の申請書の提出を受けた場合には、第二条第一項各号又は第二項各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第五条第三項中「、副本一通」を削る。

第七条から第九条までを次のように改める。

第七条から第九条まで 削除

(核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正)

第二十条 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則(平成

二十年経済産業省令第二十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「及び写し一通」を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条の見出しを「(廃棄物埋設施設等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)」に改め、

同条第一項中「(法第五十一条の六第三項の規定により機構が行う確認に関する事務の一部に係るものを除く。)」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 確認を受ける事業所の名称及び所在地

三 確認を受けようとする期日及び場所

第十一条に次の二項を加える。

2 前項の申請書には、第十二条で定める技術上の基準に適合することを確認した方法及びその結果に関する説明書を添付しなければならない。

3 第一項の申請書の提出部数は、正本一通とする。

第十二条の次に次の一条を加える。

(埋設しようとする放射性廃棄物等に係る第一種廃棄物埋設に関する確認実施要領書)

第十二条の二 原子力規制委員会は、第十一条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第十二条各号に掲げる事項の確認の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る確認実施要領書を定めるものとする。

第十三条第一項中「第五十一条の六第一項」を「第五十一条の六第一項又は第二項」に改め、同条第二項を削る。

第十五条第四項、第十六条第三項及び第十八条第三項中「及び写し一通」を削る。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条 削除

第二十二条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の八第三項において準用する法第十六条の三第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十六条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程 で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 溶接工程表

五 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第二十六条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接設備の種類及び容量、溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）並びに溶接を行う者の氏名を記載した溶接明細書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならない。
い。

4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第二十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十条中「機構が法第六十五条第一項に規定する事務規程で定めるところにより、申請書を機構」を「次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会」に改め、同条に次の各号を加える。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 検査を受けようとする容器又は管の種類、主要寸法、個数、最高使用圧力、最高使用温度並びに内包する放射性物質の種類及び濃度

三 溶接施行工場の名称及び所在地

四 検査を受けようとする事項、期日及び場所

第三十条に次の三項を加える。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 溶接の方法に関する説明書

二 検査を受けようとする容器又は管の構造図

三 溶接部の設計図

- 四 溶接（第二十五条第二号に掲げる容器又は管についての漏止め溶接を除く。）についての材料試験、非破壊試験（第二十七条第二号に掲げる溶接部に関するものに限る。）、機械試験（同条第三号に掲げる溶接部に関するものに限る。）及び耐圧試験又は漏えい試験（同条第四号に規定する溶接部に関するものに限る。）の結果に関する資料並びに溶接後熱処理の方法に関する説明書
- 3 第一項の申請書又は前項の書類に記載された事項を変更したときは、速やかに届け出なければならぬ。
- い。

- 4 第一項の申請書及び前項の届出に係る書類の提出部数は、正本一通とする。

第三十条の次に次の一条を加える。

（溶接検査実施要領書）

第三十条の二 原子力規制委員会は、第二十六条第一項の申請書の提出を受けた場合には、第二十七条各号に掲げる事項の検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

2 原子力規制委員会は、第三十条第一項の申請書の提出を受けた場合には、法第五十一条の九第四項に規定する検査の方法その他必要な事項を定めた当該申請に係る検査実施要領書を定めるものとする。

第三十一条中「機構」を「原子力規制委員会」に改める。

第三十三条第三項中「及び写し一通」を削る。

第三十六条を次のように改める

第三十六条 削除

第三十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（法第五十一条の十第三項において準用する法第十六条の五第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項を削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十二条中「、法第五十一条の十一」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第五十一条の十一の規定による届出に係る書類（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の

提出部数は、正本一通とする。

第六十二条第四項中「及び写し一通」を削る。

第六十六条第三項及び第九十一条第二項中「正本及び写し各一通」を「正本一通」に改める。

第九十二条中「第六十八条第七項」を「第六十八条第六項」に改める。

様式第五表面中「第68条第7項」を「第68条第6項」に改め、同様式の裏面を次のように改める。

(裏面)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(抄)

第68条 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(原子力規制委員会又は国土交通大臣にあつては第64条第3項各号に掲げる原子力事業者等の区分(同項各号の当該区分にかかわらず、核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者については原子力規制委員会とする。)に応じこの法律の規定、都道府県公安委員会にあつては第59条第6項の規定)の施行に必要な限度において、その職

員（都道府県公安委員会にあつては、警察職員）に、原子力事業者等（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者を含む。）の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料を収去させることができる。

2 原子力規制委員会は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第16条の4第1項、第28条の2第1項、第43条の3の13第1項、第43条の10第1項、第46条の2第1項、第51条の9第1項若しくは第55条の3第1項に規定する施設の溶接をする者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第16条の2第1項、第16条の3第1項、第16条の4第1項、第16条の5第1項、第22条第5項、第27条第1項、第28条第1項、第2

8条の2第1項、第29条第1項、第37条第5項、第43条の3の9第1項、第43条の3の10第1項、第43条の3の11第1項、第43条の3の12第1項、第43条の3の13第1項、第43条の3の15、第43条の3の16第1項、第43条の3の24第5項、第43条の3の31第1項、第43条の8第1項、第43条の9第1項、第43条の10第1項、第43条の11第1項、第43条の20第5項、第43条の26の3第1項、第45条第1項、第46条第1項、第46条の2第1項、第46条の2の3第1項、第50条第5項、第51条の7第1項、第51条の8第1項、第51条の9第1項、第51条の10第1項及び第51条の18第5項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、原子力施設（製錬施設及び使用施設等を除く。以下この項において同じ。）の設計若しくは工事又は原子力施設の設備の製造を行う者その他の関係者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 原子力規制委員会は、第1項の規定による立入検査のほか、第62条第1項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、船舶に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため必要な最小限度の量に限り、核原料物質、核燃料物質その他の必

要な試料を収去させることができる。

5 (略)

6 前各項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8～15 (略)

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

三十 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分を除く。）の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述を

した者

第80条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十一 第68条第1項（核原料物質使用者、国際規制物資使用者、第61条の3第1項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第5項、第6項、第8項及び第9項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第2項から第5項まで又は第8項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第81条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二 第78条第1号、第2号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第3号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第4号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）第6号、第7号、第8号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）

、第8号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第10号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第11号、第12号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第13号の3から第13号の7まで、第14号、第15号、第17号、第18号、第20号、第21号、第26号の2（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第27号の2から第27号の4まで、第28号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第29号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）又は第30号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。） 1億円以下の罰金刑

三 第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条 各本条の罰金刑

（原子力規制庁組織規則の一部改正）

第二十一条 原子力規制庁組織規則（平成二十四年原子力規制委員会規則第一号）の一部を次のように改正

する。

題名を次のように改める。

原子力規制委員会組織規則

目次を次のように改める。

目次

第一章 内部部局

第一節 特別な職の設置等（第一条）

第二節 課の設置等

第一款 長官官房（第二条—第七条）

第二款 原子力規制部（第八条—第十条）

第三款 放射線防護対策部（第十一条—第十五条）

第三節 課の内部組織等

第一款 長官官房（第十六条—第十九条）

第二款 原子力規制部（第二十条—第二十一条）

第三款 放射線防護対策部（第二十二—第二十五条）

第二章 施設等機関（第二十六条―第三十二条）

第三章 雑則（第三十三条）

附則

「第一章 特別な職の設置等」を「第一章 内部部局」に改める。

第一条の前に次の節名を付する。

第一節 特別な職の設置等

第一条第一項中「原子力規制庁」を「長官官房」に改め、「緊急事態対策監一人」の下に、「技術総括審議官一人」を加え、「原子力地域安全総括官」を「原子力安全技術総括官」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条に次の三項を加える。

3 技術総括審議官は、命を受けて、原子力規制委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

5 原子力安全技術総括官は、命を受けて、委員会の所掌事務に関する技術に関する重要事項についての企画及び立案に参画する。

「第二章 課の設置等」を削る。

第一条の次に次の節名を付する。

第二節 課の設置等

第二条の前に次の款名を付する。

第一款 長官官房

第二条を次のように改める。

(長官官房に置く課等)

第二条 長官官房に、次の三課並びに参事官二人及び安全技術管理官四人を置く。

総務課

国際課

技術基盤課

第三条を次のように改める。

(総務課の所掌事務)

第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。
- 二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 四 委員会の保有する情報の公開に関すること。
- 五 委員会の保有する個人情報の保護に関すること。
- 六 委員会の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 七 委員会の機構及び定員に関すること。
- 八 国会との連絡に関すること。
- 九 委員会の行政の考査に関すること。
- 十 委員会の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

十一 委員会の所掌事務の処理状況の国会に対する報告及びその概要の公表に関すること。

十二 委員会の情報システムの整備及び管理に関すること。

十三 広報に関すること。

十四 原子力利用における安全の確保に関すること。

十五 委員会の会議の庶務に関すること。

十六 官報掲載に関すること。

十七 委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の
総括に関すること。

十八 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、原子力規制庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第四条を削る。

第五条第一号中「所掌事務に関する」を「所掌事務に係る」に改め、「その他の国際的な枠組み」を削り、同条第二号中「委員会」を「前号に掲げるもののほか、委員会」に改め、同条を第四条とする。

第六条を次のように改める。

(技術基盤課の所掌事務)

第六条 技術基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十一年法律第百六十六号。以下「規制法」という。) の施行に関する基準の策定に関すること。

第六条を第五条とする。

第十八条中「原子力規制庁長官」を「原子力規制庁にあっては原子力規制庁長官が定め、センターにあっては所長」に改め、同条を第三十三条とする。

「第四章 雑則」を削る。

第十七条を削る。

第十六条を第二十四条とし、同条の次に次の一条及び一章を加える。

(防災システム専門官及び防災訓練推進官)

第二十五条 放射線防護対策部に、防災システム専門官一人及び防災訓練推進官一人を置く。

2 防災システム専門官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち防災システムに係る専門的事項に関するものを助ける。

3 防災訓練推進官は、命を受けて、原子力防災業務管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者、地方公共団体及び国が実施する防災訓練の企画及び立案に係る技術的助言に関するものを助ける。

第二章 施設等機関

(原子力安全人材育成センターの位置)

第二十六条 センターは、東京都に置く。

(所長及び副所長)

第二十七条 センターに、所長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び副所長一人を置く。

2 所長は、センターの事務を掌理する。

3 副所長は、所長を助け、センターの事務を整理する。

（原子力安全人材育成センターに置く課）

第二十八条 センターに、次の四課を置く。

人材育成・研修企画課

業務課

国際研修課

管理課

（人材育成・研修企画課の所掌事務）

第二十九条 人材育成・研修企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修に関する企画及び立案に関すること。

二 前号に掲げる事務に関し必要な調査及び研究に関すること。

三 前各号に掲げるもののほか、センターの所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(業務課の所掌事務)

第三十条 業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力利用における安全の確保に関する人材の育成及び研修の実施に関すること (国際研修課の所掌に属するものを除く。)

二 核燃料取扱主任者及び原子炉主任技術者の試験及び免状の交付を行うこと。

(国際研修課の所掌事務)

第三十一条 国際研修課は、センターの所掌事務に係る国際関係事務 (人材育成・研修企画課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

(管理課の所掌事務)

第三十二条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 センターの職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事に関すること。

- 二 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 センターの所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 五 センター所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

第十五条の見出し中「及び」を「並びに」に改め、「企画官」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官」を加え、同条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「企画官一人」の下に「及び地方放射線モニタリング対策官六人」を加え、同条第三項中「並びに」を「及び」に改め、「及び地方放射線モニタリング対策官三人」を削り、同条第四項中「環境放射線対策官は」の下に「命を受けて」を加え、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条に次の一項を加える。

6 地方放射線モニタリング対策官は、命を受けて、特定の地方における放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定並びに放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務のうち専門的事項に関する事務を行う。

第十五条を第二十三条とする。

第十四条を次のように改める。

(火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官及び地域防災推進官)

第十四条 原子力防災政策課に、火災対策室、事故対処室及び核セキュリティ・核物質防護室並びに企画官一人及び地域防災推進官一人を置く。

2 火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策に関する事務(事故対処室の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

3 火災対策室に、室長を置く。

4 事故対処室は、原子力事故又は原子力施設に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関する事務をつかさどる。

5 事故対処室に、室長を置く。

6 核セキュリティ・核物質防護室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 二 核燃料物質の防護に関すること。

7 核セキキュリテイ・核物質防護対策室に、室長及び国際核セキキュリテイ専門官一人を置く。

8 国際核セキキュリテイ専門官は、命を受けて、核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務を行う。

9 企画官は、命を受けて、原子力防災政策課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

10 地域防災推進官は、命を受けて、原子力事故による災害の防止に関する事務のうち災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画に関する専門的事項についての指導及び助言に関する事務を行う。

第十四条を第二十二条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 放射線防護対策部

第十三条の見出し中「安全研究推進室及び」を削り、同条第一項中「安全研究推進室及び」を削り、「企画官一人」を「企画官三人」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項を同条第二項とし、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条及び一款を加える。

(企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官及び上席技術研究調査官)

第十九条 長官官房に、企画官六人、経理調査官一人、首席技術研究調査官十一人、上席会計監査官一人及び上席技術研究調査官九人を置く。

2 企画官のうち二人は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3 企画官のうち四人は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち特定事項の企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4 経理調査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち経理に関する専門的事項についての調査並びに企画及び立案に関するものを助ける。

5 首席技術研究調査官は、命を受けて、安全技術管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査及び研究に関するものを助ける。

6 上席会計監査官は、命を受けて、参事官のつかさどる職務のうち委員会の所掌に係る会計の監査に関するものを助ける。

7 上席技術研究調査官は、命を受けて、首席技術研究調査官の事務を補佐する。

第二款 原子力規制部

(企画官及び安全管理調査官)

第二十条 原子力規制企画課に、企画官二人及び安全管理調査官一人を置く。

2 企画官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

3 安全管理調査官は、命を受けて、原子力規制企画課の所掌事務に関する専門的事項についての調査に関する事務を行う。

(安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官)

第二十一条 原子力規制部に、安全規制調整官十四人、特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官四人、安全管理調査官十人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2 安全規制調整官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての企画

及び立案並びに調整に関するものを助ける。

3 特殊施設規制官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち特定原子力施設（規制法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4 首席原子力施設検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力施設の検査に関するものを助ける。

5 安全管理調査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査に関するものを助ける。

6 上席原子力施設検査官は、首席原子力施設検査官の事務を補佐する。

7 品質管理専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち品質の維持及び向上に関するものを助ける。

第十二条の見出し中「企画官」の下に「及び国際協力推進官」を加え、同条第一項中「政策評価・広聴広報課」を「国際課」に改め、「企画官一人」の下に「及び国際協力推進官一人」を加え、同条第二項中

「政策評価・広聴広報課」を「国際課」に改め、同条に次の一項を加える。

3 国際協力推進官は、命を受けて、国際課の所掌事務に関する特定事項についての外国の行政機関との連絡調整に関する事務を行う。

第十二条を第十七条とする。

第十一条を次のように改める。

(法務室及び広報室並びに企画官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官及び情報システム管理官)

第十一条 総務課に、法務室及び広報室並びに企画官二人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官

一人及び情報システム管理官一人を置く。

2 法務室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 委員長の官印及び委員会印の保管に関すること。

二 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

三 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

四 委員会の所掌事務に関する法令案の作成、法令の適用並びに不服申立て及び訴訟に関する事務の総

括に関すること。

3 法務室に、室長を置く。

4 広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 広報に関すること。

二 委員会の所掌事務に係る地方公共団体との連絡に関する事務の総括に関すること。

5 広報室に、室長を置く。

6 企画官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

7 地域原子力規制総括調整官は、命を受けて、特定の地域に関する事項についての調整に関する事務を行う。

8 企画調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務に関する特定事項に係るものを調査し、企画する事務を行う。

9 情報システム管理官は、命を受けて、委員会の情報システムの整備及び管理に関する事務を行う。

第十一条を第十六条とし、同条の前に次の款名を付する。

第一款 長官官房

「第三章 課の内部組織等」を削る。

第十条を次のように改める。

(原子力防災業務管理官の職務)

第十条 原子力防災業務管理官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

二 原子力事故による災害の防止に関する事務のうち防災訓練及び研修に関すること。

第十条を第十五条とし、同条の次に次の節名を付する。

第三節 課の内部組織等

第九条第一号中「原子力防災課」を「原子力防災政策課」に改め、同条を第十四条とする。

第八条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定に関する基本的な方針の案の作成及び推進並びに関係

行政機関の経費の配分計画に関すること。

第八条を第十三条とする。

第七条を次のように改める。

(原子力防災政策課の所掌事務)

第七条 原子力防災政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射線防護対策部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第百五十六号。以下「原災法」という。）第六条の二

第一項に規定する原子力災害対策指針の案の作成に関すること（監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く。）。

三 原子力事故又は原子力施設（規制法第二条第七項に規定する原子力施設をいう。以下同じ。）に関する人の障害、原子力施設の故障等の事象が発生した場合の対処に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、原子力事故による災害の防止に関すること（監視情報課及び原子力防災業務管理官の所掌に属するものを除く。）。

五 原災法第二条第二号に規定する原子力緊急事態における医療に関する体制の整備のために必要な措置に関すること。

六 核燃料物質の防護に関すること。

七 核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、放射線防護対策部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

第七条を第十二条とする。

第五条の次に次の二条、一款並びに款名及び一条を加える。

(参事官の職務)

第六条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 機密に関すること。

二 委員会の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 委員会の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

四 原子力安全人材育成センター（以下「センター」という。）の組織及び運営一般に関すること。

- 五 委員会に対する申告に関する事務の総括に関すること。
- 六 委員会の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 七 委員会所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 八 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
- 九 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
- 十 東日本大震災復興特別会計の経理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。
- 十一 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち委員会の所掌に係るものに関すること。

(安全技術管理官の職務)

第七条 安全技術管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関する事務のうち技術の調査及び研究に関すること。

第二款 原子力規制部

(原子力規制部に置く課等)

第八条 原子力規制部に、原子力規制企画課及び安全規制管理官七人を置く。

(原子力規制企画課の所掌事務)

第九条 原子力規制企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力規制部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 規制法の施行に関する事務の総括に関すること。
- 三 原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の庶務に関すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、原子力規制部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(安全規制管理官の職務)

第十条 安全規制管理官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

一 原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。

二 核原料物質及び核燃料物質の使用に関する規制その他これらに関する安全の確保に関すること（長官官房及び放射線防護対策部並びに原子力規制企画課の所掌に属するものを除く。）。

三 原子力事故の原因及び原子力事故により発生した被害の原因を究明するための調査に関すること。

第三款 放射線防護対策部

（放射線防護対策部に置く課等）

第十一条 放射線防護対策部に、次の三課及び原子力防災業務管理官一人を置く。

原子力防災政策課

監視情報課

放射線対策・保障措置課

第三十二条の次に次の章名を付する。

第三章 雑則

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（監視情報課地方放射線モニタリング対策官の設置期間の特例）」を付し、同項中「第十五条第三項」を「第二十四条第六項」に改める。

附則に次の一項を加える。

（総務課の所掌事務の特例）

3 総務課は、第三条各号に掲げる事務のほか、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二号）附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会の庶務に関する事務をつかさどる。

（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）

第二十二条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第一条」を削る。

第十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条 削除

第二十二条の見出しを「（使用前検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第二十三条を次のように改める。

第二十三条 削除

第二十七条第四項及び第二十九条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十条を次のように改める。

第三十条 削除

第三十一条の見出しを「（溶接検査実施要領書又は輸入溶接検査実施要領書）」に改め、同条第一項中

「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十四条第四項中「及び写し一通」を削る。

第三十六条を次のように改める。

第三十六条 削除

第三十七条の見出しを「（施設定期検査実施要領書）」に改め、同条第一項中「（令第二条第一項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、同条第二項から第四項までを削る。

第三十八条を次のように改める。

第三十八条 削除

第四十三条を削る。

(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

第二十三条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成

二十五年原子力規制委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「通常運転時の異常な過渡変化」を「運転時の異常な過渡変化」に改める。

(研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)

第二十四条 研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成二十五年原子力規

制委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十一条―第七十六条」を「第五十一条―第七十八条」に改める。

別記様式中「第七十七条」を「第七十九条」に改める。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則の一部改正)

第二十五条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則(平成二十五

年原子力規制委員会第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十六条に次の一項を加える。

2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

附 則

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。